

## 第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

項目	担当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 食料の供給	物資補給班					
第2項 飲料水の供給	水道班、本部班、 物資補給班					
第3項 生活用水の供給	水道班、本部班					
第4項 生活必需品等の供給	物資補給班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
  - ・資料 2-25, 26, 41 災害時における飲料水提供に関する協定書
  - ・資料 2-27 災害時応急対策に必要な用水の確保に関する協定書
  - ・資料 2-29 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定
  - ・資料 2-30, 31, 62, 63, 75 災害時における物資の供給等に関する協定書
  - ・資料 2-49, 50, 62, 63, 71, 72, 73, 74, 79 災害時における施設利用に関する協定書
  - ・資料 2-53 給水車・給水用機械・給水タンク保有数量
  - ・様式-9 (社)宮崎県エルピーガス協会都城支部との協定
  - ・様式-10 南九州ペプシコーラ販売株式会社との協定
  - ・様式-11 都城地区生コンクリート協同組合との協定
  - ・様式-12 南九州コカ・コーラボトリング株式会社との協定
  - ・様式-17 市様式第08号災害対策出動に係る炊出し・給食及び応急資材・物品使用報告

### 第1項 食料の供給

#### 1 食料供給の実施者

「物資補給班」は、被災者に食料の供給を行う。

#### 2 対象者

避難当初の食料は、避難者自らが携行するものとし、避難が相当の時間を要した場合等で、避難者が自ら食料の供給ができない場合における食料の供給の対象者は、次の者を対象とする。

なお、避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、避難所の避難者に理解を求めるよう努める。

- ① 避難所に収容された者
- ② 全壊（焼）、半壊（焼）、流失または床上浸水等の住宅被害により炊事ができない者
- ③ 旅行者、一時縁故先への避難者等で、食料の持ち合わせがなく調達できない者
- ④ 社会福祉施設の入所者等で、施設が自ら食品の給与ができない者
- ⑤ 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び復旧作業で必要のある者
- ⑥ その他、本部長が供給の必要を認めた者

### 3 食料供給の期間

---

救助法により食料の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内である。  
ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

### 4 食料供給の実施

---

#### (1) 需要の把握

「物資補給班」は、避難所について、配備職員または避難所の自主運営組織の協力を得て、避難者の人数または必要な食事の数を集計する。

また、在宅の被災者について、自治公民館や自主防災組織の協力を得て、対象者の人数または必要な食事の数を集計し需要を把握する。

その中で、特別に食事に配慮する必要がある乳幼児や高齢者、傷病者等の人数も把握する。

#### (2) 供給方法の選択

「物資補給班」は、災害の状況に応じて適切な方法を選択または組み合わせて食料の供給を実施する。

- ① 初期段階での対応では、公的に備蓄している食料を活用する。  
そのために備蓄する食料は、アルファ化米、乾パン、クラッカー等、主に主食となるものとする。
- ② 食品メーカー、卸業者等から一度に大量に調達しやすいパン、カップ麺等の流通在庫備蓄品の活用を図り、関係業者に供給を要請する。  
また、スーパーやコンビニエンスストア等に、弁当やおにぎりの調達について協力を求める。
- ③ 自治公民館やボランティアの支援による炊き出しを実施する。  
「学校教育班」と連携し、炊き出しに必要となる調理道具や食器、燃料、食材等を公的備蓄品や関係業者からの供給により確保する。  
また、「本部班」と協議し、県を介して自衛隊の炊飯車の出動を要請する。

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定	宮崎県エルピーガス協会 都城支部	TEL 52-7560

(3) 調達先の確保

食料や食材、炊き出しに必要な物資の調達は、災害時の優先供給に関する協定を締結している業者に供給の要請を行うほか、他の食品メーカー、卸業者、スーパー等の関係業者や団体、組合等にも協力を積極的に要請して必要量の確保に努める。

また、救助法が適用された場合で、食料確保に重大な支障を生じているときは、県に食料等の供給を申請する。

県への食料等の供給申請は、次の協定及び要領等に基づいて実施する。

- ①「災害時における応急用及び災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定」  
(昭和62年 宮崎食糧第1184号 宮崎食糧事務所-宮崎県)
- ②「主食用米穀の売却要領」(平成17年 食糧業第817号 食糧庁長官通知)
- ③「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」  
(昭和51年 食糧業第722号 宮崎農政事務所)

(4) 配分計画の作成

「物資補給班」は、避難所等で把握した食事の必要量と、調達可能な食品の種類や数量とを照らし合わせ、効率的及び公平性に配慮した配分計画を作成する。

(5) 食料の輸送

調達した食料の輸送手段は、原則として調達先が確保するものとするが、調達先での輸送が困難な場合は、「管財調達班」と連携して別途輸送手段を確保する。

また、物資輸送拠点での荷役の要員確保及び支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係業者等との協定の締結を推進する。

(6) 集配拠点施設の選定

「本部班」は、調達した食料等の集積及び配給を一元的に行うことで効率の向上を図るため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

(7) 炊き出し施設の確保

炊き出しは、できるだけ避難所に近い学校や保育所等の調理施設を利用するほか、学校給食センター等を利用し、衛生管理の上で十分に安全であることを確認する。

なお、施設の選定に当たっては、あらかじめ所有者または管理者の了解を得ておく。

#### (8) 食料等の集積

輸送された食料等は、ボランティアの協力を得て配分計画に基づく仕分けを行い、避難所や炊き出し施設への配送を行う。

配送についても、ボランティアや輸送業者に協力を要請して行う。

#### (9) 食料等の保管

調達後すぐに使用されない食料等は、品質管理に十分に配慮して保管を行うこととし、効率的な調達によりできるだけ短期間の保管に努め、無駄が生じないようにする。また、集配拠点施設には、警備員を配置し、安全管理に万全を期する。

### 5 食料供給における留意点

---

食料の供給を行う場合、次のことに配慮する。

- ① 食事を必要とする者は一様ではなく、高齢者や乳幼児、傷病者、アレルギー体質等により制限がある者等様々であること
- ② 在宅の要配慮者への食事の運搬や介護に関するニーズを把握し、これに応えるために、ボランティアセンターと積極的な情報交換を行い協力関係を構築すること
- ③ 避難生活が長期化した場合、メニューの多様化や栄養バランスの確保に配慮すること

## 第2項 飲料水の供給

---

### 1 給水の実施者

---

「水道班」は、被災者に飲料水の供給を行う。

なお、断水等によって広範囲に給水を実施しなければならない場合は、一部の避難所においては、備蓄しているペットボトル等の飲料水を物資補給班が配送し対応する。

### 2 対象者

---

給水の対象者は、避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

### 3 給水の期間

---

救助法により給水を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内である。

ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。



## 4 給水計画

「上下水道対策部」は、給水施設の被災状況に応じて最も効果的な方法により給水活動が実施できるよう、早急に給水計画を作成する。

## 5 応急給水の実施

### (1) 被害調査、必要給水量の把握

浄水場、配水施設、給水管等の被害状況を調査するとともに、住民からの情報により断水や水道水の汚染状況と地域を把握する。

同時に、避難者や避難所の情報を収集し、給水を必要とする人口及び世帯数を把握する。

1人1日当たりの給水量及び全人口に対する所要量の目安は次表のとおりである。

《 給水量の目安 》

時 期	給水の用途	給水量 (1人/日)	全人口に対する 所要量 (m <sup>3</sup> /日)
混乱期 発生から3日間	生命維持のための飲料水の最低必要量	3リットル	495
復旧期 4～10日間	調理、洗面等の生活用水と飲料水の最低必要量	20リットル	3,302
11～21日間	洗濯、入浴等の生活用水と飲料水の最低必要量	100リットル	16,510
22～28日間	洗濯、入浴等の生活用水と飲料水	250リットル	42,401
29日目以降	通常通水	—	—

※所要量の算定基礎は、平成27年国勢調査人口（165,098人・速報値）による。

### (2) 拠点給水の実施

長期の断水が見込まれる場合は、拠点給水方式で給水を行う。

拠点給水は、浄水場での給水や通水できる水道管に仮設給水栓を設置して行う。

また、浄水装置等を利用して学校のプールや河川水を無害化して活用する給水方法も検討する。

### (3) 運搬給水の実施

避難所等被災した住民が多く集まる場所について重点的に給水を行う場合は、給水車や給水タンク、ポリタンクを運搬して給水を行う。

給水車が不足するときは、タンク内を洗浄・消毒した消防タンク車や散水車を代用する。

#### (4) 水質の確保

補給水源から取水した飲料水は、消毒を施した後、必要な水質検査を実施し、水質基準を満たしていることを確認して給水する。

なお、水質の確認については、保健所に協力を求める。

### 6 重要施設等への優先的給水

#### (1) 重要施設への給水

地域災害医療センターである都城市郡医師会病院をはじめ、医療機関や要配慮者関連施設、特に多量の水を必要とする人工透析施設等の重要施設については、優先的、重点的な応急給水を行う。

#### (2) 給水の優先地域

山間へき地等で交通の途絶により孤立した集落や避難所については、運搬方法に重点をおいた給水手段を検討する。

### 7 広報活動

「上下水道総括班及び水道班」は、広報車のほか広報紙や掲示板等の文字による情報伝達手段により、給水方法、日時、場所等について、住民に対して積極的に広報活動を行う。

給水活動の実施にあわせて、節水や井戸水の提供等の協力について呼び掛けを行う。また、給水活動に係るボランティアや自主防災組織の協力を呼び掛ける。

### 8 応援の要請

市の応急対策のみで飲料水を確保できない場合、または給水車、給水タンク等の資機材が不足する場合は、県または周辺市町に速やかに応援を要請し、円滑な住民への給水活動を実施する。

また、応援協定を締結している飲料水業者に対してペットボトル等による飲料水の供給を要請する。

この要請は「本部班」が行い、配給は「物資補給班」が行う。

#### 《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における飲料水の供給に関する協定	南九州コカ・コーラボトリング(株)	TEL 39-2020 FAX 27-6006
災害時における飲料水の供給に関する協定	ペプシコーラ南九州販売(株)	TEL 47-1512 FAX 38-1640
災害時における飲料水提供に関する協定	(株)伊藤園	TEL 46-3711 FAX 46-3630

## 第3項 生活用水の供給

### 1 生活用水の供給

し尿処理や洗濯等に利用する生活用水については、供給できる飲料水の量を考慮し、できるだけ井戸水等他の水を利用する。

また、「本部班」は必要に応じて、生活用水を提供できる関係団体との応援協定に基づき供給を要請する。

#### 《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	都城地区生コンクリート協同組合	TEL 38-0998 FAX 38-1824

## 第4項 生活必需品等の供給

### 1 生活必需品等の供給

「物資補給班」は、被災者に被服、寝具その他生活必需品の供給を行う。

### 2 対象者

生活必需品等の給与または貸与の対象者は、次の者等とする。

- ① 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- ② 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失または毀損した者
- ③ 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

### 3 配分計画

「物資補給班」は、避難所及び在宅被災者の需要の状況を調査して必要物資の把握に努め、調達すべき物資の品目と数量を整理した上で配分先と配分量を計算し、「物資配分計画」を作成する。

### 4 物資の調達

#### (1) 物資の種類

救助法で認められている被服、寝具その他生活必需品は次の品目である。

#### 《 生活必需品の例 》

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 寝       | 具：就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等                     |
| ② 外       | 衣：洋服、作業衣、婦人服、子供服等                         |
| ③ 肌       | 着：下着の類                                    |
| ④ 身 廻     | 品：タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類                    |
| ⑤ 炊事 道具   | ：鍋、炊飯器、包丁、ガス器具、やかん、缶切り等の類                 |
| ⑥ 食       | 器：茶碗、汁碗、皿、はし等の類                           |
| ⑦ 日 用     | 品：石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類               |
| ⑧ 光 熱 材 料 | ：マッチ、ローソク、プロパンガス、懐中電灯、乾電池等の類              |
| ⑨ 補 装 具 類 | ：車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等の類                  |
| ⑩ 衛生用品等   | ：生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等の類 |
| ⑪ そ の 他   | ：ビニールシート等                                 |

## (2) 物資の調達

「物資補給班」は、物資配分計画に基づき、次に掲げる方法により物資を調達する。  
なお、市長（本部班）は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

- ① 小売店、卸売業者、メーカー等から購入する。
- ② 優先供給に関する協定を締結している場合は、協定に基づき関係業者への供給を要請する。
- ③ 報道機関やインターネットを通じて義援物資の募集を呼び掛ける。
- ④ 日本赤十字社等に応援を要請する。

## (3) 物資の輸送

調達した物資は、原則としてあらかじめ設定された集配拠点施設に輸送するものとする。

## 5 物資の集積と保管

### (1) 集配拠点施設の選定

「本部班」は、調達した物資や義援物資の集積及び配分を一元的に行うことで効率の向上を図るため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

### (2) 物資の集積

輸送された物資は、ボランティア及び民間事業者等の協力を得て荷さばき、仕分けを行う。

このとき、搬入・搬出数や在庫数を管理する「在庫管理台帳」を整理し、物資配分計画に照らして効率的な運用を図る。

### (3) 物資の保管

物資は、仕分けされた後に在庫状況を把握しやすい状態で保管する。

また、集配拠点施設には、警備員を配置し、調達した物資や義援物資の安全管理に万全を期する。

## 6 物資の配分

---

「物資補給班」は、物資配分計画に基づき、避難所及び在宅被災者へ物資等の配分を行う。

また、民間事業者と協力し、民間事業者による避難所等への配分も行えるよう努める。

その際、公平性には十分に配慮した配分を行う。

## 第14節 保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 防疫対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班					
第2項 感染症対策	保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第3項 し尿処理対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班、環境業務班、下水道班					
第4項 ごみ処理対策	環境業務班、総務対策部調査班、各地区現地対策班、各総合支所生活福祉班、産業土木班					
第5項 衛生対策	福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第6項 障害物の除去	環境業務班、土木班、下水道班、各総合支所産業土木班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
  - ・資料 2-28 災害時における応急対策業務等に関する協定
  - ・資料 2-54 し尿処理車保有数量
  - ・様式-17 市様式第9号汲取り実施状況報告
  - ・様式-18 市様式第10号消毒等実施状況報告

### 第1項 防疫対策

#### 1 防疫活動

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害時における感染症の発生及び蔓延を予防するため、消毒、害虫駆除等の防疫活動を実施する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）第27条、28条及び29条の規定に基づく知事の指示があったときは、保健所の指示により消毒活動を行う。

## 2 防疫活動の内容

- ① 浸水地域及び浸水家屋の消毒（し尿浄化槽汚泥処理を含む）
- ② 浸水家屋等の持ち主への防疫指導
- ③ ねずみ族、害虫の駆除
- ④ 避難所の衛生管理及び防疫指導
- ⑤ 予防教育及び広報

## 3 防疫活動の実施

### （1）実施体制の整備

防疫活動は、応援協定に基づき、都城造園協同組合の協力により実施する。

#### 《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における応急対策業務に関する協定	都城造園協同組合	TEL 23-5383 FAX 23-5566

### （2）実施要領

- ① 防疫活動の流れは次のとおりである。
  - ア 被災地の状況調査
  - イ 被災地への広報
  - ウ 薬剤、器具の調達、整備
  - エ 薬剤、器具の貸し出し
  - オ 消毒の実施
- ② 消毒の必要性や対象、方法の選択については、保健所と十分な打合せを行い決定する。

安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し、可能な限り避ける。
- ③ 害虫駆除については、感染症の媒体となる害虫の発生のおそれが高い地域を優先的に行う。
- ④ 消毒方法

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配付と散布を行う。

床、壁の拭拭、手洗設備、トイレの消毒等衛生上の指導を行う。
- ⑤ 浸水家屋調査の結果、し尿、浄化槽汚泥の処理要請があった場合、速やかに収集・運搬・処理依頼を行う。

《 防疫活動における消毒方法 》

対 象	消毒場所	消毒方法
生活用水	井 戸	次亜塩素酸ソーダの投入 塩素滅菌処理の実施
家屋内	炊事場等	逆性石けんの使用
	床下等	クレゾール等の散布
芥溜、溝渠	芥溜周辺	クレゾール、消石灰等の散布
	溝 渠	塵芥の焼却

#### 4 薬剤の調達

薬剤は、保管してあるものを優先的に使用するが、必要に応じて、保健所、医薬分業支援センター、医薬品メーカー及び卸売業者から調達・購入する。

緊急の場合は、最寄りの薬局等から購入する。

##### (1) 消毒薬剤の所要量の算出

浸水家屋に対する消毒は、次の基準による。

《 消毒薬剤の所要量 》

浸水程度	クレゾール (家庭配付室内用)	生石灰 (家庭配付便所等用)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配付用)
床上浸水	1戸当たり200g	1戸当たり6kg	1戸当たり20kg
床下浸水	1戸当たり100g	1戸当たり6kg	—

#### 5 他機関への応援要請

「本部班」は、被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、近隣市町に応援を要請する。

#### 6 防疫完了後の措置

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、防疫活動を実施したときは、活動状況をとりまとめ、または必要な事項を調査し、県に報告する。

##### (1) 報告期限

救助法が適用された場合は、防疫活動を終了した日から20日以内に報告する。



## (2) 記録の整備

記録は、次の事項について行う。

- ① 災害状況報告書
- ② 災害防疫活動状況報告書
- ③ 災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類
- ④ 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

## 7 愛護動物の救護の実施

### (1) 愛護動物の飼育場所の確保

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所周辺に愛護動物の飼育場所を確保する等、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

### (2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。

市は、愛護動物の保護等については、その能力を有する県に対応を求めると共に、県が下記事項を実施する際は、必要に応じて（市は）これに協力する。

このため、「環境政策班」は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管及び危険動物の逸走対策
- ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等

### (3) 愛護動物の適切な指導等

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、愛護動物の飼育管理について、知見を有する県の指導を仰ぎ、動物伝染病予防等衛生管理を含めた適正な飼育の指導等を行う等、生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

## 第2項 感染症対策

### 1 感染症対策

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害時における感染症の発生

を予防するため、保健所及び医師会と共同して感染症予防活動及び各種検査を実施する。

## 2 実施根拠

感染症対策は、感染症法に基づき実施する。

- ① 感染症の発生状況、動向及び原因の調査
- ② 感染者及び患者の早期発見、治療

## 3 実施体制

「保健・救護班」は、医師、保健師または看護師等で構成される「検病調査班」と協力して活動を行う。

「検病調査班」は、知事の指導または指示に基づき、感染症発生時、患者の早期発見、次に掲げる措置及び予防活動を行う。

- ① 検病調査及び健康診断の実施
- ② 臨時予防接種の実施
- ③ 予防教育及び広報活動
- ④ 患者に対する入院治療

## 4 検病調査

### (1) 調査の重点

- ① 浸水地域における避難所等を優先調査し、順次、一般の調査に移行する。  
調査の結果、必要があると認められる場合は健康診断を実施する。
- ② 浸水地域においては通常2日に1回以上、浸水地域以外の避難所においては少なくとも1日1回以上行う。

### (2) 感染症患者に対する措置

災害地に感染症患者が発生しまたは保菌者が発見されたときは、速やかに感染症法に基づき感染症類型に応じた指定医療機関に入院を促す。

また、県に対して、速やかに状況の報告を行う。

#### 《 感染症類型と医療体制 》

感染症類型	主な対応・措置	医療体制
新感染症	・知事が、厚生労働大臣の指導・助言を得て個別に応急対応する。	特定感染症 指定医療機関
一類感染症	・原則入院 ・消毒等の対物措置	第一種感染症 指定医療機関

感染症類型	主な対応・措置	医療体制
二類感染症	・状況に応じ入院 ・消毒等の対物措置	第二種感染症 指定医療機関
三類感染症	・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置	一般の医療機関
四類感染症	・動物の措置を含む消毒等の対物措置	
五類感染症	・発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供	
指定感染症	・一～三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置	一～三類感染症に 準じた措置

(具体的な疾病「資料編」参照)

ただし、県内には「特定感染症指定医療機関」及び「第一種感染症指定医療機関」がないため、緊急やむを得ない場合、第二種感染症指定医療機関への入院の措置を行う。

《 近郊の第二種感染症指定医療機関 》

名称	連絡先	収容能力
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364-1 TEL：36-8300	4床
県立宮崎病院	宮崎市北高松町5-30 TEL：0985-24-4181	6床
県立日南病院	日南市木山1丁目9-5 TEL：0987-23-3111	4床
小林市立市民病院	小林市大字細野2235-3 TEL：0984-23-4711	4床

## 5 健康診断

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、検病検査の結果、必要があるときは感染症法第17条及び第45条の規定により、知事が行う健康診断に協力する。

## 6 臨時予防接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、県から予防接種の指示があった場合は、臨時予防接種を実施する。

## 第3項 し尿処理対策

### 1 し尿の収集・運搬及び処理の方法

#### (1) し尿の処理計画

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。また、避難所の避難人員及び場所を確認し、水

道の復旧状況等を勘案のうえ、仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

下水道管路の被災により、し尿の排送ができない場合は、バキュームカーを利用した汲み取りによるし尿の収集・運搬、処理を行う。

また、広域的な浸水被害により便槽が使用不能になった地域に対しても、被災家屋のし尿排出量を推計し、応急的な汲み取りを実施する。

## (2) 処理活動の実施

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、下水道施設やし尿処理施設が被災した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

また、上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

なお、下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

## (3) 応急汲み取りの実施

し尿の収集、運搬は、「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」の指揮のもとで行う。

応急汲み取りが必要な場合、「環境業務班」は、宮崎県環境保全事業連合会と締結した「災害等の緊急時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定」の発動による協力を要請する。

### 《 し尿収集・運搬許可業者 》

(株)都城北諸地区清掃公社	都城市吉尾町2159 TEL 38-0234 FAX 38-0235	バキュームカー：39台
---------------	---------------------------------------	-------------

## (4) し尿の処理

収集したし尿は、次の処理場にて処理する。

し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合や、処理施設が被災している場合は、周辺市町の協力を得て稼働可能な処理施設へ運搬して処理する方法や、仮貯留地の確保により処理する方法等、「下水道班」と連携して対処する。

それでも対応できない場合には、県に広域的な応援の要請を行う。

### 《 し尿処理施設 》

管理者	施設名	所在地	TEL
市	都城市清浄館	都城市吉尾町 2544-1	38-7510
三股町	都北衛生センター	北諸県郡三股町蓼池 744	52-2259

## 2 仮設トイレの設置

### (1) 仮設トイレの設置

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害により水洗トイレが使用できなくなった場合、または多数の住民が避難生活をせざるを得なくなった場合は、速やかに実態を調査し、設置場所を選定するとともに、「都城市災害廃棄物処理計画」に基づいて各所の必要台数を算出する。

仮設トイレの調達は、あらかじめ保有台数を把握している市内及び市外近郊のリース業者から行い、速やかに避難所及び公園等に設置する。

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、設置した仮設トイレに必要な消毒剤のほか、消臭剤の確保にも努め、十分な衛生管理を行う。

#### 《 仮設トイレの設置基準 》

避難者 100 人につき仮設トイレ 3 台	(参考：阪神・淡路大震災)
-----------------------	---------------

### (2) 災害用簡易トイレの使用

吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却ができる等、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となる製品も開発されていることから、し尿処理施設等における処理が可能な製品であるか確認し、受け入れについて検討する。

また、マンホールトイレ（下水道マンホール穴直接設置型）は、公共下水道区域内にある防災活動拠点や避難所等への設置を基準とし、その設置時期については、防災活動拠点や避難所等の施設更新時期や下水道施設の耐震性等を勘案しながら検討する。

## 第4項 ごみ処理対策

### 1 ごみ処理

#### (1) 災害廃棄物の処理計画

災害により発生したごみ（以下「災害廃棄物」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づいて処理する。

「環境業務班」は「総務対策部調査班」、「各総合支所生活福祉班」及び「各地区現地対策班」と連携して、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握して災害廃棄物の処理実行計画を定めるとともに、計画策定と同時に県に連絡する。

また、本計画の詳細は、別に定める「都城市災害廃棄物処理計画」によることとする。

住居または周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、【同章 同節 第6項「障害物の除去」】に準じて実施する。

《 災害廃棄物発生量の原単位 》

被害区分	定 義	発生原単位
全 壊	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	117 トン/棟 <sup>※</sup>
半 壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	23 トン/棟 <sup>※</sup>
床上浸水	浸水深が 0.5m 以上 1.5m 未満の被害	4.60 トン/世帯
床下浸水	浸水深が 0.5m 未満の被害	0.62 トン/世帯

※推計対象地域における住宅・非住宅建物（大規模建物や公共建物を含む。）及び公共施設系（インフラ等）の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「トン/棟」になるが、単純に建物1棟の解体に伴う発生量を表すものではない。

（環境省「災害廃棄物対策指針」平成26年）

## （2）処理の実施

災害廃棄物の収集・運搬及び処分に関することは、「環境業務班」の指揮のもとで行う。

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、必要に応じて、県、隣接市町、都城市一般廃棄物収集運搬許可事業者に応援を要請する。

また、「環境業務班」、「各地区現地対策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

なお、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

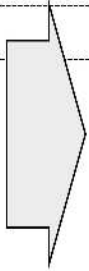
また、処理には長期間を要することになるため、選別、保管、焼却ができる処理施設及び仮置場を十分に確保し、破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努めるとともに、最終処分までのルートを確保する。

## （3）被災地域における分別区分

被災地域における分別区分は、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理が行えるように、被災者が行える最低限の分別区分であるとともに、収集・運搬後において迅速な処理が行いやすい区分を設定する。

被災地域における分別区分は次のとおりとする。

《 被災地域における分別区分 》

平常時の分別区分			被災地域の分別区分	備 考
燃やせるごみ			燃やせるごみ	焼却処理
燃やせないごみ			燃やせないごみ	破碎処理・埋立処分
資源 ごみ	びん類		燃やせないごみ	埋立処分
	缶 類		燃やせないごみ	破碎処理
	ペットボトル		燃やせるごみ	焼却処理
	白色トレイ			
	ダンボール			
	新聞紙			
	雑 誌			
	紙パック			
有害ごみ			燃やせないごみ	埋立処分
粗大ごみ			粗大ごみ（可燃）	焼却処理
			粗大ごみ（不燃）	破碎処理

(4) 分別区分ごとの排出方法

被災地域においては、排出方法を可能な限り簡素化することで被災者の負担を軽減し、迅速に対応する。

被災地域における分別区分ごとの排出方法は次のとおりとする。

《 被災地域における分別区分ごとの排出方法 》

被災地域における分別区分	排出方法
燃やせるごみ	袋排出（半透明または透明袋が好ましい。）
燃やせないごみ	袋排出（半透明または透明袋が好ましい。）
粗大ごみ（可燃）	指定なし
粗大ごみ（不燃）	指定なし

(5) 災害廃棄物の排出と仮置場の確保

これまでの過去の事例では、災害廃棄物の排出は平常時に指定されているステーション周辺や各被災家庭近隣の道路沿い等、市が指定する場所に排出してもらい、収集・運搬を実施している。

被災時においては、各被災家庭から排出された災害廃棄物を迅速に排除することが重要であり、次の目的に応じた仮設の集積所（以下「仮置場」という。）が必要となる場合がある。

- ① 道路上に出され、緊急的な除去が必要な災害廃棄物の一時的な仮置き
- ② 中間処理施設（クリーンセンター、リサイクルプラザ）の処理能力以上に搬入される災害廃棄物の仮置き
- ③ 最終処分場の処理能力や収集・運搬車両の輸送能力を超えることにより堆積した災害廃棄物の仮置き

仮置場は中継機能を勘案しながら、災害廃棄物の発生量及び処理に要する時間に応じて、短期間の仮設集積所となる一次仮置場、中長期の仮設集積所となる二次仮置場の確保を検討しておく必要がある。

なお、水害時の廃棄物は水分や土砂を含む廃棄物も多く、水害廃棄物から汚水が発生することも想定される。土壌への浸透防止等の対策が必要となり、仮置場の選定に当たっては、汚水処理等の状況や処理工程への影響等を考慮し、仮置場として最終処分場を利用することが望ましい。

また、被災状況によっては二次仮置場のみで良い場合もあり、状況に応じて必要となる仮置場の設置数を確保しなければならない。

仮置場の選定については、「都城市災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

《 仮置場の考え方 》

区 分	目 的	仮置場としての利用場所
一次 仮置場	被災家庭や路上等に排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一時的に設ける集積場所である。設置期間が短期間の利用を目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園、グラウンド</li> <li>・ 公民館、市の所有するその他施設内の敷地</li> <li>・ 市所有の空き地</li> <li>・ 利用可能な民有地（空き地、開発予定地等）</li> </ul>
二次 仮置場	中間処理を行う災害廃棄物を保管するために設ける集積場所である。設置期間が一次仮置場より長期間にわたり、分別作業等が行える広さを有することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市所有の空き地</li> <li>・ 一般廃棄物最終処分場</li> <li>・ 廃棄物処理施設の敷地内</li> <li>・ 利用可能な民間の廃棄物処理施設の敷地内</li> </ul>

（6）廃棄物処理施設の確保

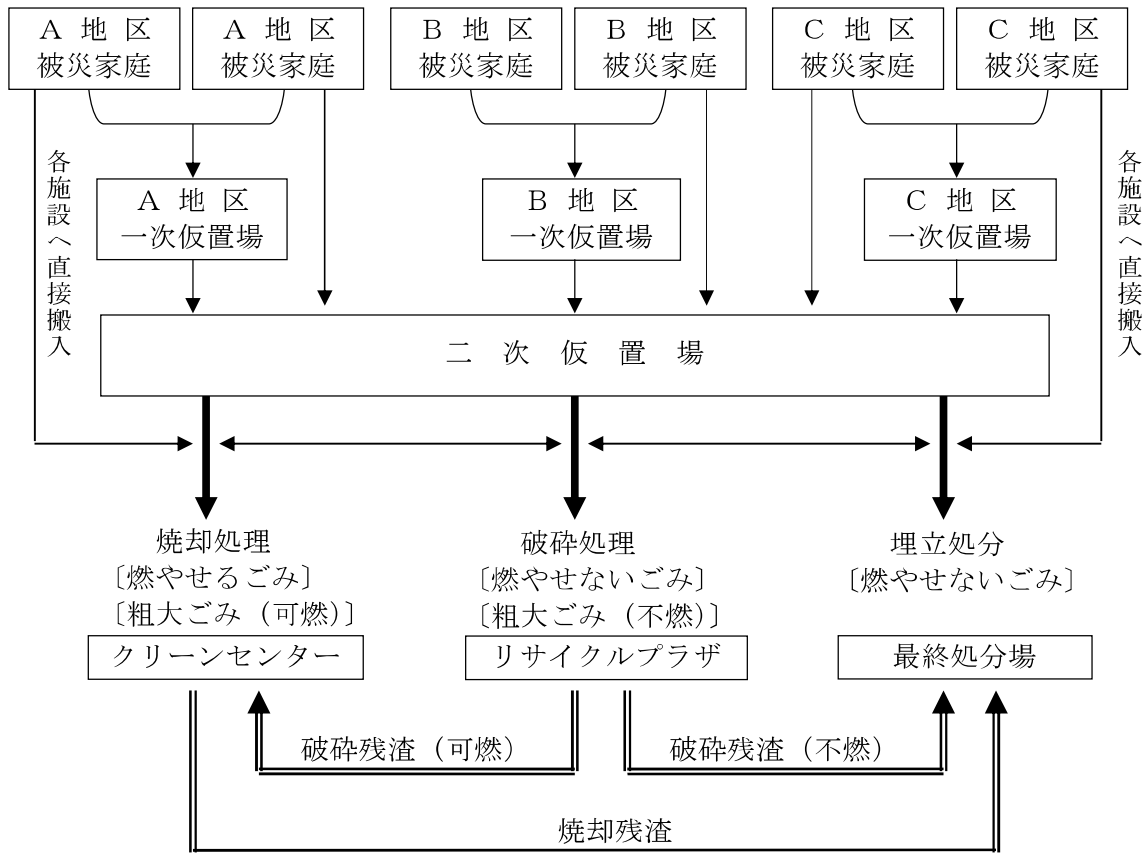
一般廃棄物処理施設については、あらかじめ中間処理施設（クリーンセンター、リサイクルプラザ）の処理能力、最終処分場の残余容量を把握しておき、災害時に迅速に対応が行える体制とする。

なお、「本部班」は、廃棄物の処理に必要な中間処理施設及び最終処分場の確保が本市において困難な場合は、災害発生後できる限り早い段階で、県、関係機関及び近隣市町に対して協力支援の要請を行う。



(7) 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理についての概念図は次のとおりである。



《 災害廃棄物の処理概念図 》

2 死亡畜獣の処理

① 死亡畜獣の処理は、所有者が行い、保健所または家畜保健衛生所の指示に従って化製場（へい獣処理施設）で処理する。

また、化製場への搬入または処理が著しく困難な場合は、獣医師の診断により伝染性疾患がないことを確認の上で保健所の許可を得て、当該敷地内で埋却処分することができる。

伝染性の疾患が発見された場合は、家畜保健衛生所と処分について協議する。

② 野生動物等、所有者が不明であるときは、「環境業務班」及び「各総合支所産業土木班」が回収し、処分する。

《 畜獣等管理機関 》

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
都城保健所（衛生担当）	都城市上川東3丁目14-3	TEL 23-4504 FAX 23-0551
都城家畜保健衛生所	都城市高崎町大牟田4213-1	TEL 62-5151 FAX 62-5155

《 へい獣処理施設 》

区 分	施設名	所在地	連絡先
畜産動物 （馬、牛、豚等）	南国興産株式会社	都城市高城町有水 1941	TEL 53-1041 FAX 53-1850
畜産動物 （鶏のみ）	株式会社都城化成	都城市高野町 1237-89	TEL 33-2203 FAX 33-2671
愛護動物 （犬、猫等）	都城市クリーンセンター	都城市山田町山田 7599-5	TEL 45-6677 FAX 64-1550

## 第5項 衛生対策

### 1 保健衛生対策の実施

#### （1）健康相談の実施

- ① 「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、避難所や被災者の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による健康相談や家庭訪問を行う。
- ② 「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、仮設住宅入居者に対し、生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループホーム、健康相談、健康教育等を実施する。

#### （2）栄養相談の実施

- ① 避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による栄養相談等を実施する。
- ② 避難所の閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施する等、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

#### （3）精神医療、メンタルヘルスケアの実施

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、県と協力して、保健所に心の相談所を設置し、県の精神保健福祉センターより助言・指導を受けるとともに、必要に応じて、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣の要請を行う。

また、被災者の心理的ケアに対応するため、心のケアやPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配布する等により、避難所の閉鎖後も継続して心のケアについての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、相談窓口を設置する。

## 2 食品衛生管理

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、保健所と食品衛生協会が、県地域防災計画に基づいて実施する、次に示す食品衛生対策に協力する。

- ① 食中毒の未然防止
- ② 食中毒発生時の対応
- ③ 食品衛生に関する広報

### 《 食品衛生管理機関 》

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
都城保健所（衛生担当）	都城市上川東3丁目14-3	TEL 23-4504 FAX 23-0551
都城地区食品衛生協会	都城市上川東3丁目14-3	TEL 25-3213 FAX 25-3213

## 第6項 障害物の除去

### 1 障害物の除去

災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下「障害物の除去」という。）は、災害救助法の基準により実施する。

### 2 実施者

障害物の除去は、被害にあった住宅の所有者または管理者が行うべきことであるが、当該災害が救助法の適用を受けた場合は、知事が実施する。

知事の委任を受けた場合は、市の「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」が、建設業協会等の協力を得て実施する。

「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定め、同時に県に連絡する。

### 3 対象者

---

救助法による対象者は、住家の一部または全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者である。

### 4 処理の実施

---

#### (1) 撤去作業

「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」は、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

#### (2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物等の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分場までのルートを確保する。

### 5 障害物の除去の期間

---

救助法による障害物の除去を実施できる期間は、災害発生の日から 10 日以内である。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

### 6 道路等の障害物の除去

---

救助法の適用に係わらず、道路、河川、下水道等の障害物の除去については、「土木班」、「各総合支所産業土木班」、「下水道班」及び「環境業務班」が、建設業協会等の協力を得て実施する。

### 7 除去された廃棄物の処理

---

除却された土石、竹木等は、原則として、現場内で居住の支障にならない場所に集積して処理する。

また、発生した災害廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（可燃、不燃））は、【同章 同節 第4項「ごみ処理対策」】に準じて処理する。

## 第15節 行方不明者の搜索、遺体の処置、埋火葬に関する活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 行方不明者の搜索	秘書広報班、消防本部班					
第2項 遺体の処置	環境政策班、各総合支所生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
  - ・資料 2-55 火葬場一覧

### 第1項 行方不明者の搜索

#### 1 搜索依頼・届出の受付

「秘書広報班」は、行方不明者（死亡していると推定される者を含む。）の搜索依頼・届出の受付窓口を開設する。

受付窓口は、本庁及び各総合支所に開設する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

#### 2 行方不明者の搜索

##### （1）行方不明者の搜索

生存していると推定される行方不明者の搜索は、消防本部班及び消防団を中心として、警察等の協力を得て実施する。

##### （2）搜索の期間

救助法により搜索を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内である。

ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

## 第2項 遺体の処置

### 1 遺体の確認と収容

#### (1) 遺体の確認（検視）

- ① 捜索の結果、死亡していると推定される者を発見した場合は、直ちに警察へ連絡し確認を求める。
- ② 調査又は検視は、警察官が行い、遺体安置所等の適切な場所で行う。

#### (2) 遺体の収容

- ① 遺体の収容は、警察、消防等の関係機関の応援を得て実施する。
- ② 身元の判明している遺体は、検視後、遺留品とともに遺族または親族に引き渡す。
- ③ 身元不明の遺体、または甚大な被害により個人で引き受けのできない遺体は、遺留品とともに遺体安置所に収容する。

### 2 遺体安置所の開設

#### (1) 遺体安置所の開設

- ① 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、遺体安置所の開設及び遺体の管理を行う。  
ただし、市のみで対応が困難な場合は、県及び日本赤十字社宮崎県支部へ、遺体の措置に協力を求める。
- ② 遺体安置所には、あらかじめ選定された公共施設を利用し、収容能力を超える場合は、寺院等に協力を要請する。
- ③ 遺体の管理
  - ア 棺やドライアイスについて、関係業者の協力を得て手配する。
  - イ 遺族への対応を行う。
- ④ 遺体安置に際しての処理（洗浄、縫合、消毒）は医師が行い、「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、これに協力する。
- ⑤ 遺体処理に必要な資機材は原則として医療関係者が用意する。

#### 《 遺体安置に利用できる公共施設 》

施設名	所在地
山田柔剣道場	山田町山田 3763
大傘田地区体育館	高崎町大傘田 1319

#### (2) 死亡確認（検案）

- ① 医師は、遺体の検案及び「死体検案書」の作成を行う。
- ② 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、医師から「死体検案書」の引

き継ぎを受ける。

- ③ 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、遺体や遺留品に関する事項を整理した「遺体処置票」及び「遺留品処理票」を作成して、遺体の管理を行う。
- ④ 遺族等による身元確認を行う。
- ⑤ 遺族等の引き取り先を特定できた遺体は、速やかに遺族に引き渡す。
  - ア 引き渡しの際は、埋火葬許可証を交付する。
  - イ 遺留品がある場合は、引き渡しの際に受領証を受け取る。
- ⑥ 身元不明者については、警察や住民の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

### 3 火 葬

#### (1) 火葬施設の確保

- ① 大規模災害及び後方支援等を考慮し、非常用発電機の整備や燃料補給を計画的に実施する。
- ② 「環境政策班」は、災害発生後、速やかに火葬施設の被害状況を調査する。  
この際、火葬施設に係るライフライン施設の状況も調査し、事業者に対して早期復旧を要請する。
- ③ 火葬施設が安全に稼働できる状態である場合は、運転を再開する。
- ④ 被害が甚大で運転再開が望めない場合、または死者数が大幅に処理能力を上回る場合は、県の応援火葬場の調査結果に基づき、具体的に応援火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。  
なお、広域火葬の具体的な手順等については、宮崎県広域火葬計画によるものとする。
- ⑤ 火葬施設を確保したときは、住民に対して広報を行う。

#### 《 火葬施設 》

施設名	所在地	連絡先	処理能力
都城市斎場	都城市下長飯町 5453	TEL 39-0260	16 体/日

#### 《 近隣市町の火葬場 》

施設名	所在地	連絡先
西諸広域葬祭センター	小林市大字東方城ヶ迫 1046-3	TEL 0984-22-4401
曾於市斎場	曾於市末吉町岩崎 4390-5	TEL 0986-76-2347
霧島市国分斎場	霧島市国分名波町 16-19	TEL 0995-45-0556

#### (2) 火葬の実施

- ① 市による火葬は、「環境政策班」が行う。
- ② 身元不明のままの遺体、または身元が判明しても遺族による火葬が困難な場合は、

市は、災害が発生してから10日以内に火葬を行う。

- ③ 市が火葬した場合であっても、遺骨や遺留品は遺族に引き渡す。
- ④ 身元不明等で遺骨や遺留品等の引き取り手がない場合は、市が一時保管する。
- ⑤ 1年以上を経過しても、身元が判明せず、遺骨を引き取る者が現れない場合は、市が埋葬する。

### (3) 救助法の対象

救助法による遺体の処置の対象である「災害の際に死亡した者」とは、具体的には次に示すとおりである。

- ① 災害を原因として死亡した者
- ② 災害を原因としていないが、同時期に病気等により死亡した者
- ③ 災害発生前に死亡し、火葬が未だ終わっていない者

## 4 埋 葬

---

### (1) 死亡者数の確認

「環境政策班」は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

### (2) 遺体の埋葬

遺体は原則として火葬し埋葬する。

棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。

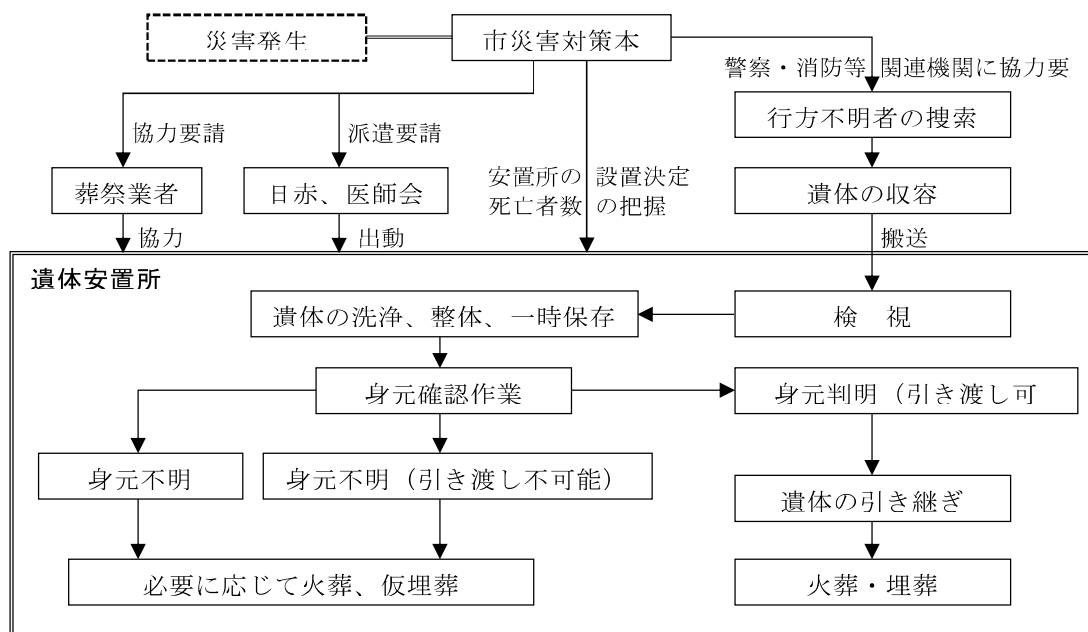
ただし、救助法の適用時には、県が行う。

### (3) 搜索から埋葬までの流れ

行方不明者の搜索から、遺体の収容、火葬、埋葬に至る処理の流れは、おおむね以下に示すとおりである。



《行方不明者の搜索、遺体の収容等の基本的な流れ》



## 5 県への要請

「本部班」は、市において行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋火葬が困難な場合、次の事項を明らかにして県に要請する。

- ① 搜索、処置、埋火葬別の必要人員
- ② 搜索地域
- ③ 埋火葬施設の使用可否
- ④ 必要な輸送車両
- ⑤ 遺体の処置に必要な資材・機材の品目別数量

## 第16節 応急住宅の確保

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 応急仮設住宅の建設	住宅班					
第2項 一時的住宅の提供	住宅班					
第3項 被災住宅の応急修理	住宅班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

### 第1項 応急仮設住宅の建設

#### 1 応急仮設住宅の建設

##### (1) 実施者

- ① 応急仮設住宅の建設は、知事が行う。  
状況が急迫し知事が行うことができない場合は、市長（住宅班）が行う。
- ② 「住宅班」は、被災者の仮設住宅への入居に関する事務を行う。

##### (2) 実施の基準

応急仮設住宅の建設に係る「救助法」の基準は次のとおりである。

- ① 設置規模は、1戸当たり29.7㎡（9坪）、2,621,000円以内
- ② 着工期間は、災害発生日から20日以内
- ③ 供与期間は、完成の日から2年以内

#### 2 入居希望者の調査

- ① 「住宅班」は、住居の被害が発生した場合、速やかに応急仮設住宅への入居希望調査を行う。
- ② 入居希望調査は、世帯の人数、介護の必要性等に留意して行う。
- ③ 必要な仮設住宅の戸数が整理でき次第、県に、応急仮設住宅の建設を要請する。

#### 3 建設用地の選定

- ① 「住宅班」は、仮設住宅を建設するための用地を確保する。
- ② 建設用地は、原則として、公園等の公有地を利用することとするが、適当な公有地がない場合は、企業等の所有地を借り上げる。

この場合、所有者と市とで賃貸借契約を交わすこととする。

- ③ 建設用地の選定に当たっては、飲料水、交通、教育の利便性等を考慮のうえ選定する。

《応急仮設住宅建設候補地》

名 称	所在地	有効面積	建設可能戸数
鷹尾市民広場	蓑原町 3037	18,540 m <sup>2</sup>	130 戸
横市市民広場	蓑原町 1624	34,811 m <sup>2</sup>	250 戸
志和池市民広場	上水流町 117	31,157 m <sup>2</sup>	249 戸
庄内市民広場	庄内町 8618	11,063 m <sup>2</sup>	111 戸
西岳市民広場	高野町 2916-1	7,200 m <sup>2</sup>	84 戸
中郷市民広場	安久町 5740	11,249 m <sup>2</sup>	86 戸
下長飯市民広場	下長飯町 5547	8,496 m <sup>2</sup>	73 戸
大岩田市民広場	大岩田町 5466-1	7,912 m <sup>2</sup>	61 戸
小松原市民広場	志比田町 4483-1	28,780 m <sup>2</sup>	192 戸
沖水市民広場	高木町 6602-1	12,726 m <sup>2</sup>	159 戸
山之口佐土原市民広場	山之口町花木 2416-1	2,069 m <sup>2</sup>	30 戸
高崎江平市民広場	高崎町江平 2329-3	19,454 m <sup>2</sup>	130 戸
高崎縄瀬市民広場	高崎町縄瀬 1849-1	19,021 m <sup>2</sup>	130 戸
高崎前田市民広場	高崎町前田 2815	7,984 m <sup>2</sup>	80 戸
高崎東霧島市民広場	高崎町東霧島 960-1	5,326 m <sup>2</sup>	50 戸
高崎示野原市民広場	高崎町大牟田 4277	9,360 m <sup>2</sup>	90 戸

#### 4 入居者の募集、選定

##### (1) 募集手続き

「住宅班」は、仮設住宅の完成と同時の入居を図るため、建設中に入居を希望する者の募集を行う。

- ① 「入居申込窓口」を設置する。
- ② 募集は、入居申込用紙によって行う。
- ③ 募集に当たっては、応急仮設住宅は一時的な居住の場であって、規定期間が経過した後は撤去されることの理解を得ておくよう努める。

## (2) 入居の対象者

仮設住宅への入居の対象者は、「災害のため住家が全壊（焼）または流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者」を対象とする。

自らの資力で住家を得ることができない者とは、次に示す者等とする。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ③ 前各号に準ずる者

## (3) 入居者の選定

入居者を決定するに当たっては、関係機関を含めた選考委員会を設置し、被災者の状況を調査の上、次に示す事項等に配慮して入居者を決定する。

- ① 客観的な公平性を保つ。
- ② できるだけ従来のコミュニティを確保する。

## 5 仮設住宅の管理

---

### (1) 周辺環境の改善

「住宅班」は、入居後の仮設住宅について常に実態を把握し、必要に応じて、周辺環境の整備に努める。

- ① 仮設住宅の敷地内への駐車場の整備
- ② 防犯灯や街灯の設置
- ③ 通路の舗装や段差解消、建物出入口の踏み台の用意等、高齢者等への配慮

### (2) 地域社会（コミュニティ）づくり

大規模な仮設住宅団地を設置した場合で、仮設住宅における生活の長期化が予想される場合は、団地内の地域社会（コミュニティ）づくりを進めるため、自治組織等の育成を促進する。

- ① 「住宅班」は、自治組織等の拠点としての集会施設の設置を検討する。
- ② 高齢者の単身入居等の孤立しがちな者に対しては、民生委員・児童委員やボランティア等と連携した見守り活動が行われるよう配慮する。

### (3) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅は、あくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を促進、支援する。

- ① 恒久住宅需要の的確な把握と広報

- ② 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知
- ③ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ④ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設及び要配慮者関連施設等への入所等
- ⑤ その他、住宅等に関する情報の提供

## 第2項 一時的住宅の提供

---

### 1 公営住宅等の活用

---

- ① 「住宅班」は、被災者の公営住宅等への一時的な入居のあっせん、手続きを行う。
- ② 入居の対象者は、原則として、応急仮設住宅への入居の基準に準じる。

### 2 協力の要請

---

「住宅班」は、必要に応じて民間賃貸住宅の借り上げ、他市町村への公営住宅の提供を求める。

### 3 広域一時滞在

---

市長（本部班）は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村への受入要請については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入要請については県に当該他の都道府県との協議を求める。

## 第3項 被災住宅の応急修理

---

### 1 実施者

---

「住宅班」は、被災住宅の応急修理を行う。

### 2 応急修理の対象者

---

#### (1) 対象者

応急修理の対象者は、「災害のため住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、被災住宅以外に住むところがなく、自らの資力では応急修理をすることができない者」を対象とする。

全壊（焼）の住宅は対象にならない。

自らの資力で住家を得ることができない者とは、応急仮設住宅への入居の対象者の場合と同じである。

## (2) 対象者の選定

応急修理の対象者を選定するに当たっては、関係機関を含めた選考委員会を設置し、被災者の状況を調査の上、客観的な公平性に留意して決定する。

## 3 実施の期間

---

救助法により被災住宅の応急修理を実施できる期間は、災害発生の日から1か月以内に完了することとされている。

ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

## 4 住宅の応急修理の実施

---

### (1) 実施の範囲

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等で日常生活を維持するのに最低限必要な部分のみを範囲とする。

### (2) 実施の方法

救助法に規定する金額の範囲内で、市が、建築業者と直接契約して行う。

## 5 住宅に関する相談窓口の設置

---

「住宅班」は、相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じるよう努める。

## 第17節 公共施設等の応急対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 公共施設等の応急復旧	関係各対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

### 第1項 公共施設等の応急復旧

#### 1 被害状況の把握

##### (1) 緊急点検の実施

公共施設等を所管する各部班は、災害が発生後、直ちに所管する施設・設備等について緊急点検を実施し、被害状況の把握に努める。

##### 《 緊急点検の対象物 》

施設名	所管課
市役所庁舎及び出先庁舎等	財産活用課、各総合支所地域生活課
道路、橋梁等の公共土木施設	維持管理課、各総合支所産業建設課
下水道管路並びに処理施設及び集落排水施設	下水道課
水道管路及び浄水場等 (簡易水道施設を含む。)	水道課
学校等の文教施設	教育総務課
地区公民館、図書館、美術館、 都城島津邸等の社会教育施設	生涯学習課、美術館、都城島津邸、 文化財課、各総合支所地域生活課
ウェルネス交流プラザ、未来創造ステーション他4施設、総合文化ホール、コミュニティセンター等の集客施設	商工政策課、地域振興課、生涯学習課
公営住宅	住宅施設課、各総合支所産業建設課
保育所等の児童福祉施設	保育課
養護老人ホーム等の高齢者施設	福祉課、各総合支所地域生活課
体育運動施設	スポーツ政策課
その他の施設(ダム、ため池、 調整池、用水導水管等)	各所管課

## (2) 被害状況の報告と集約

- ① 各部班は、緊急点検に基づく各施設等の被害状況について「総務班」に報告する。
- ② 「総務班」は、被害状況の集約及び集計を行う。

## 2 二次災害の防止と広報

---

被害を受けた公共施設等について、安全性が十分に確認できるまで、立ち入りや接近を禁止するとともに、「利用できない」または「接近できない」等の広報を看板、掲示板で行い住民への周知を図り、二次的崩壊等による人身への被害を防止する。

## 3 応急復旧の実施

---

### (1) 復旧対象施設の特定

被害を受けた公共施設等のうち、次のすべての事項に該当するものについては応急復旧を実施し、災害応急対策または住民の利用に供するよう配慮する。

- ① 災害時における住民の避難支援または生活支援等に必要な施設であること。
- ② 被害の程度が軽微であると判断でき、簡易的な復旧対策で従来の安全性を確保できること。
- ③ 他に代替えの施設がないこと。

### (2) 応急復旧の施工

応急復旧を必要とする所管課は、速やかに関連業者との連絡を図り、十分な安全管理のもとで復旧作業を施工する。

## 4 公共土木施設等の復旧

---

道路、橋梁等の公共土木施設の応急復旧については、【同章 第12節 第2項「緊急輸送対策」】を、水道、下水道施設等の応急復旧については、【同章 第20節「ライフライン施設の応急対策」】を参照のうえ実施する。

調整池・貯留池等について、被害が発生した場合には、被害が拡大しないよう直ちに応急対策を実施する。また、被害が発生するおそれがある場合には、パトロールを実施するほか、必要に応じて予防措置を講じる。



## 第18節 農林畜産業の応急対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 農産業対策	農政班、農村整備班、畑かん班、各総合支所産業土木班					
第2項 畜産業対策	農政班、各総合支所産業土木班					
第3項 林産業対策	森林保全班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

### 第1項 農産業対策

「農政班」「農村整備班」「畑かん班」及び「各総合支所産業土木班」は、次の応急対策を実施する。

#### 1 農業用施設の応急対策

- ① 施設管理者は、河川内の堰について、災害により増水が見込まれる場合、速やかに堰の開放を行って河道の確保と施設の被害防止に努める。
- ② 農地の所有者及び農業施設の管理者は、災害が発生するおそれがある場合、圃場のパトロールを実施し、灌漑排水施設の適切な措置を講じるとともに、ビニールハウス等の補強を行い、被害の防止に努める。
- ③ 「農政班」「農村整備班」「畑かん班」及び「各総合支所産業土木班」は、災害が発生した場合、関係機関との連絡を密にし、効果的な応急対策と災害復旧が速やかに実施できるよう体制を整備する。
- ④ 「農村整備班」「畑かん班」及び「各総合支所産業土木班」は、ダムやパイプライン、ため池の被害が発生した場合には、被害が拡大しないよう直ちに応急対策を実施する。また、被害が発生するおそれがある場合には、パトロールを実施するほか、必要に応じて予防措置を講じる。

#### 2 種苗の確保

- ① 水稻の種子については、宮崎県産米改良協会にて確保されており、災害等により種子の不足が生じる場合は、必要な種子の確保を要請する。
- ② 野菜類の種苗については、宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センター、及びジェイエイアグリシード㈱に、優良種苗の確保並びに安定供給を要請する。

### 3 病虫害防除対策

---

#### (1) 緊急防除連絡システム

「農政班」は、重要病虫害の発生が認められた場合、情報の収集・伝達及び現地指導を速やかに行い、被害の拡大防止に努める。

#### (2) 空中散布防除の実施

広域にわたって発生する病虫害について、集団防除の必要が認められる場合には、関係機関と協議のうえ、無人ヘリコプターによる空中散布防除等により被害の拡大防止に努める。

#### (3) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、重要病虫害緊急防除事業の活用により、必要量の農薬の確保を要請する。

## 第2項 畜産業対策

---

「農政班」及び「各総合支所産業土木班」は、次の応急対策を実施する。

### 1 家畜の避難

---

畜産施設に関して、浸水及びがけ崩れ等の災害が発生、または発生するおそれがあるときは、飼育者に対して、家畜の安全な場所への避難を要請する。

### 2 家畜の防疫

---

家畜の伝染病に対処するため、県において編成される家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班とともに、必要な防疫を実施する。

- ① 家畜に伝染性疾患の疑いがある場合、または伝染性疾患の発生のおそれがあると認められる場合は、速やかに、県に対して家畜防疫班及び畜舎消毒班の派遣を要請し、「農政班」及び「各総合支所産業土木班」は、県の指示のもとに次の事項等の措置を講じる。

- ア 患畜または疑似患畜の隔離、繋留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分または死体の焼却、埋却
- ウ 汚染物品の焼却、埋却
- エ 畜舎等の消毒

- ② 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市長（本部班）は県に対

して家畜診療班の派遣を要請する。

### 3 飼料穀物の確保

---

災害により、飼料の確保が困難になったときは、県に対して、政府保管の麦類、ふすまの種子等の供給の要請を依頼するほか、宮崎県経済農業協同組合連合会その他飼料業者に対して、必要数量の確保及び供給のあっせんを要請する。

### 4 家畜の飲用水確保

---

家畜の飲用水については、農家個人の自助による復旧を依頼しつつ、関係機関と情報共有を図り、必要な情報を提供するものとする。

## 第3項 林産業対策

---

「森林保全班」は、次の応急対策を実施する。

### 1 被災立木竹の除去等

---

- ① 倒伏した立木竹による二次災害を防止するため、人家や公共施設付近の森林についてパトロールを実施し、人家等に被害を与えるおそれのある木竹は、速やかに除去の手続きを進める。
- ② 遮断された林道について、速やかに応急復旧を行い、早期の機能回復を図る。

### 2 病虫害の防除

---

被災した立木竹について、菌による腐朽及び害虫による被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外へ搬出し、焼却または薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

### 3 貯木対策

---

- ① 災害が発生するおそれがあるときは、管理者または所有者に対して、流出の防止策等適切な事前対策を講じるよう指導する。
- ② 木材が流出したときは、直ちに警察、県土木事務所及び下流域に対して通報する。

## 第19節 文教対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 学校教育対策	学校施設班、学校教育班					
第2項 保育対策	学校施設班、学校教育班、福祉こども・救護班					
第3項 文化財及び社会教育施設対策	社会教育班、各総合支所総括・総務班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

### 第1項 学校教育対策

#### 1 児童・生徒の安全確保

「学校教育班」は、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合、気象状況や被害の発生状況等について整理し、速やかに各小中学校の学校長に伝達する。

各小中学校の学校長は、児童・生徒の安全確保を第一としての確な措置を講じる。

##### (1) 警報等の発表時の対応

風水害等の時間的な変移がある災害の場合は、次の措置を講じる。

- ① 気象状況や被害の発生状況等について、テレビやラジオ等の報道、インターネット等を利用して自ら情報収集に努める。
- ② 登校前に警報等が発表された場合、登下校に危険が伴ったり、授業の実施が困難と判断されるときは、臨時休校を検討する。
- ③ 在校中に警報等が発表された場合、下校時刻頃に危険な状況となることが予測されるときは、授業打ち切りの措置を検討する。
- ④ 臨時休校、または授業打ち切りを決定した場合は、速やかに連絡網を利用して保護者に連絡をする。  
この場合、テレビやラジオ等による広報手段も考慮し確実な連絡を図る。
- ⑤ 途中下校させる場合、通学経路や距離により下校途中の安全が確保されないと思われるときは、教職員が引率を行うほか保護者の迎えを要求する。
- ⑥ 保護者へは学校内において確実に引き渡すこととし、保護者の代理人への引き渡しについては身元を確認する等の防犯対策にも配慮する。
- ⑦ 保護者との連絡が取れない等の理由により保護者へ引き渡せない児童・生徒は学

校内で保護する。

## (2) 災害が発生した場合の対応

地震等のように突発的に発生する災害に対しては、次の事項等の措置を講じる。

- ① 在校中に発災した場合、担当する教師及び他の教職員は、その場の状況に応じて考え得る最善の方法により児童・生徒の安全を確保する。
- ② 安全が確保された後、運動場、校庭及び体育館等あらかじめ定められた場所に集合し、児童・生徒の安全を確認する。
- ③ 安全が確認された後、保護者へ連絡し、迎えによる引き渡しを行う。  
以降、「(1) 警報等の発表時の対応」の⑥⑦に同じ。
- ④ 児童・生徒の安全確認の状況及び保護者への引き渡し等について「学校教育班」に報告する。
- ⑤ 校外活動中に発災した場合、利用している場所や施設の管理者または地元の人の協力を得ながら、児童・生徒の安全確保に努め、確認を行う。
- ⑥ 夜間、休日や長期休暇中に発災した場合、学級担任から保護者への連絡によって児童・生徒の安否を確認する。

この場合、通信の混乱に備えて「災害用伝言ダイヤル（NTT）」や「災害用伝言板サービス（携帯電話各社）」の活用も平常時から考慮する。

## 2 応急教育の実施

### (1) 学校施設の点検と確保

- ① 各小中学校の学校長は、児童・生徒の安全を確保すると同時に、学校施設の点検を行い、危険な箇所については立ち入り禁止の張り紙やロープを張る等の措置を講じる。  
また、被災状況や避難者の受入状況等について、「学校施設班」に報告する。
- ② 学校が避難所として利用される場合、やむを得ず教室を開放する際にも教育活動の再開に備えて、できるだけ最小限の範囲で避難所に開放する。  
なお、理科室等の薬品を保管している教室については、避難所に開放しないようにする。

### (2) 教育活動の再開

- ① 「学校施設班」は、被害や避難所としての利用により教育の場が確保できない場合、代替えとなる公共的施設の利用に配慮するほか、仮設教室や仮設校舎の設置を行い、教育の場の確保を行う。
- ② 各小中学校の学校長は、通常の授業を再開できない場合、状況に応じた短縮授業や二部授業での対応のほか、臨時の学級編成等についても検討する。
- ③ 「学校教育班」は、各小中学校との連絡を緊密にし、教育活動の再開の状況を常に把握するよう努めるとともに、必要に応じて県への応援要請を行う。

### 3 生活指導の実施

---

各学校長は、児童・生徒の発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる中で、児童・生徒相互の助け合いの精神を育てる。  
また、体力維持や感染症予防のために、健康及び衛生に関する指導を行う。

### 4 学用品の支給

---

「学校教育班」は、児童・生徒の被害の状況を把握し、必要に応じて教科書、文房具及び学用品等を速やかに支給する。

救助法による学用品等の給与は以下のとおりである。

#### (1) 対象者

住宅が全半壊（焼）、流失、床上浸水により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある公・私立の小学校児童及び中学校、高等学校等生徒である。

#### (2) 給与の対象

- ① 教科書、ワークブック、問題集等の教材
- ② ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷き、定規等の文房具
- ③ 運動靴、体育着、かばん、ハーモニカ、笛、工作用具、裁縫用具等の学用品

#### (3) 給与の期間

救助法による給与期間は、教科書は災害発生の日から1か月以内、その他については15日以内である。

ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

#### (4) 給与の方法

調達から配分までの支給事務は、学校による教科書等の違いや児童・生徒の確実な人員の把握等を考慮し、学校の教職員が行う。

### 5 応急給食の実施

---

教育委員会は、災害の長期化、または学校施設が被災して通常の教育環境でなくなった状態で応急教育を行う場合、応急給食の実施について関係機関と協議する。

ただし、次の場合には応急給食を実施しない。

- ① 災害により学校給食用の食材が確保できない場合
- ② 給食施設が被害を受けたため、調理が不可能な場合
- ③ 学校給食センターが災害救助のため使用される場合
- ④ 衛生的な調理環境が保たれていない場合

## 6 児童・生徒及び教職員の心のケア

教職員は、災害後の教育現場において、児童・生徒のストレス反応等の様子に注意を払い、随時、状況を「学校教育班」に報告する。

「学校教育班」は、被災した児童・生徒の健康管理と併せて、専門医やカウンセラーの派遣等によるカウンセリング（心理学的援助）を実施するものとし、児童・生徒及び教職員への心のケアについての支援に努める。

## 7 就学援助に関する措置

「学校教育班」は、県と連携して、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に援助支援を行う。

- ① 被災により教科書及び学用品を喪失、または毀損した児童・生徒に対し供給する。
- ② 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等（専修学校高等課程、特別支援学校を含む。）及び中等教育学校（後期課程）等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- ③ 被災家庭の特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

## 8 教職員の補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

- ① 市教育委員会は、災害発生時における教職員の被害状況について、速やかに県教育庁教育事務所を經由して、県教育委員会に報告する。
- ② 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次の措置を講じて、教職員の補充を行う。
  - ア 条例定数の範囲内においてできうる限りの補充を行う。
  - イ 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
  - ウ 必要に応じて、小・中学校にあつては非常勤講師の配当を行う。
  - エ 上記ア～ウの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地方公務員法第22条）の予算措置を講じるとともに、差し当たって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

## 第2項 保育対策

---

応急保育として、ここでは、保育所及び認定こども園における措置を取り上げ、幼稚園における措置は（ ）で読み替える。

### 1 事前措置

---

こども部長（教育長）は、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合は、気象状況や被害の発生状況等について整理するとともに休園措置を検討し、速やかに保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）を通じて保護者へ連絡する。

### 2 災害が発生した場合の対応

---

- ① 「福祉こども・救護班」（学校教育班）は、保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）に対して適切な緊急対策を指示する。
- ② 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、状況に応じて緊急避難等の措置を講じる。

この場合、園児の安全確保を第一とし、園において保護者に確実に引き渡す。

- ③ 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、園児・職員及び施設・設備等の被害状況を把握し、速やかに「福祉こども・救護班」（学校教育班）に報告する。
- ④ 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は所属の保育所及び認定こども園（幼稚園）に参集し、市が行う災害応急対策に協力する。
- ⑤ 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、応急保育の実施及び保育所管理等のための体制を確立する。

状況に応じて、臨時の保育・教育課程の編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。

- ⑥ 夜間、休日や長期休暇中に発災した場合、担任から保護者への連絡によって園児の安否を確認する。

この場合、通信の混乱に備えて「災害用伝言ダイヤル（NTT）」や「災害用伝言板サービス（携帯電話各社）」の活用も平常時から考慮する。

### 3 応急保育の実施

---

災害が発生した場合、市内の保育所及び認定こども園（幼稚園）に臨時保育所を開設し、臨時保育所に充てられた保育士または教諭が応急保育を実施する。

- ① 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、職員を掌握して保育所及び認定こども園（幼稚園）の整理を行い、園児の被災状況を把握し、「福祉こども・救護班」（学校教育班）に連絡して復旧に努める。
- ② 「福祉こども・救護班」（学校教育班）は、情報、指示の伝達について十分な措置



を講ずる。

- ③ 受け入れ可能な園児は、保育所及び認定こども園長（幼稚園）において保育する。  
また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握するよう努める。
- ④ 衛生管理には、十分注意する。

## 第3項 文化財及び社会教育施設対策

---

### 1 文化財応急対策

---

災害により文化財が被害を受けたとき、所有者（管理責任者）は被災状況等を教育委員会に報告する。

「社会教育班」及び「各総合支所総括・総務班」は、被災した文化財を調査して状況を把握し、その所管に応じた関係機関との連絡を図るとともに、連携して被害の拡大を防止するための応急措置を講ずる。

### 2 図書館、美術館、地区公民館等対策

---

地区公民館等の施設の管理者は、被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

## 第20節 ライフライン施設の応急対策

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 上下水道施設の応急対策	水道班、下水道班、総合政策総括班					
第2項 ガス、電力、通信施設の応急対策	宮崎ガス、九州電力、九州電力送配電、NTT西日本					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
  - ・資料 2-22 災害時における水道の応急復旧に関する協定書
  - ・資料 2-29 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定
  - ・資料 2-34 都城市域電力設備災害復旧に関する覚書
  - ・資料 2-44 災害時における専用水道水提供の協力に関する協定書

### 第1項 上下水道施設の応急対策

#### 1 水道施設の応急対策

##### (1) 応急復旧計画の作成

「水道班」は、災害によって水道施設が被災したときは、直ちに状況を調査、把握し、効果的な応急復旧計画を早急に作成する。

##### (2) 重要施設の優先的復旧

「水道班」は、人工透析施設等多量の水を必要とする医療機関や要配慮者関連施設及び避難所等について、優先的に応急復旧を行う。

##### (3) 実施体制

「水道班」は、応急復旧のための工事は、応援協定の支援団体の協力を得て実施する。

ただし、被害の程度が甚大で、人員、資機材が不足する場合は、県を介して周辺市町に応援を要請する。

《 応援協定 》

協定の名称	支援団体	連絡先
大規模災害時における応急措置業務等に関する基本協定	都城管工事協同組合	TEL 24-6059 FAX 21-1118
	北諸管工事協同組合	事務局（交代制）

(4) 被災管の把握と配水管網図の準備

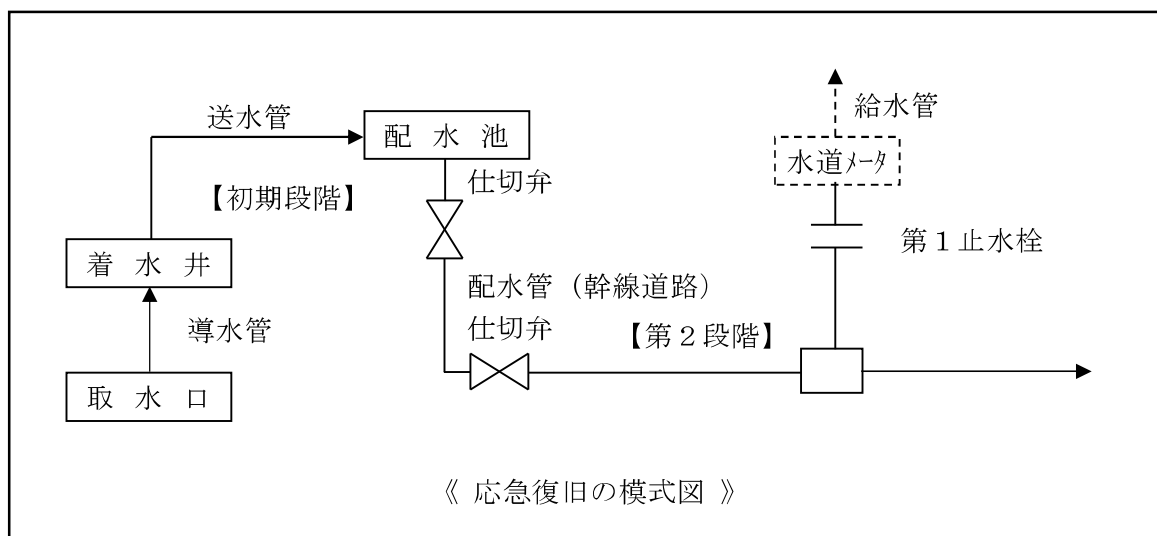
水道管の被災状況を把握するため、配水管網図を工事支援者へ配付し、断水及び被災箇所を調査する。

(5) 管路の応急復旧

応急復旧は、次に示す手順で実施する。

《 応急復旧の流れ 》

段階	作業内容
初期段階	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 仕切弁の停止</li> <li>2) 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。）</li> <li>3) 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。）</li> <li>4) 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。）</li> </ol>
第2段階	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 優先的に給水する施設（病院、福祉施設等）への仮設配管等による給水の実施</li> <li>2) 各家庭の止水栓（第1止水栓）の停止</li> <li>3) 給水拠点、避難所における臨時給水の実施</li> <li>4) 配水支管及び給水管の調査及び復旧</li> </ol> <p>以上の作業を繰り返し継続する。 （修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）</p>



## (6) 施設の応急復旧

### ① 給配水施設

施設の被災状況を早急に調査し、導水管及び主要な取水施設について優先して応急復旧を行う。

### ② 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとる。

停電した場合は、自家発電装置等により施設や機器の運転制御を行い、電力が復帰した後は速やかに加圧送水ができるよう努める。

## (7) 水質の確認

災害が発生した後、及び応急復旧後の配水開始の前には、水質の安全を確認した上で給配水を実施する。

## 2 下水道施設の応急対策

「下水道班」は、次に示す応急対策を実施する。

### (1) 応急対策の実施

- ① 災害により被害を受けた下水道施設については、直ちに状況を調査し、速やかに復旧を開始する。
- ② 水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、状況に応じて臨時の貯留場所を確保する、または共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。
- ③ 処理施設が受け入れ可能な場合についても、計画的な処理に万全を期す。

## (2) 下水管渠

- ① 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立案する。
- ② 施工途中で被害にあった箇所については、被害を最小限に止めるよう施工業者に対して指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- ③ 可搬式排水ポンプ等の資機材は、速やかに所要量を把握、調達し、応急復旧を行う。

## (3) ポンプ場及び処理場

- ① 停電によりポンプ場及び処理場機能が停止した場合は、自家発電装置等によってポンプ及び処理施設等の運転を維持し、機能停止による排水及び処理不能事態が発生しないようにする。
- ② 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の被害に備え、必要な資機材を調達し応急復旧を行う。

## (4) 農業集落排水施設

- ① 災害により被害を受けた埋設管等の施設については、直ちに状況を調査し、速やかに復旧を開始する。
- ② 停電により処理場機能が停止した場合は、自家発電装置等によってポンプ及び処理施設等の運転を維持し、機能停止による排水及び処理不能事態が発生しないようにする。

## (5) 仮設トイレの対応

「下水道班」は、避難所等に仮設トイレを設置した場合には、仮設トイレの汲み取りを優先的に実施する。

## 3 ライフライン施設に関する連絡・広報の実施

「上下水道総括班」「水道班」「下水道班」及び「総合政策総括班」は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市の災害対策本部だけでなく、県災害対策本部にも密に連絡する。

また、災害発生後のライフラインへの住民の関心は非常に高いものであることから、混乱を防止するために、各対策部及び関係機関は、ライフラインの被害状況や復旧の見通し等について、住民に効果的に広報を行い、周知を図る。

## 第2項 ガス、電力、通信施設の応急対策

---

### 1 ガス停止時の代替措置 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

---

- ① 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- ② 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。
- ③ 緊急施設及び主要避難所に対し、移動式のガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）による臨時供給を行う。

### 2 都市ガス施設の応急復旧 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

---

#### (1) 被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、支店及び本社に連絡する。  
支店及び本社は、被災状況の集約に努める。

#### (2) 作業体制の確保

##### ① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

##### ② 対策要員の確保

###### ア 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

###### イ 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

##### ③ 被害復旧活動資機材の備蓄

###### ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

###### イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

###### ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。

なお、必要に応じて、他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

### (3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し、二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

- ① 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ② ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的シャ断
- ③ 被害状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- ④ その他、状況に応じた適切な措置

### (4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ① 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- ② 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
- ③ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- ④ その他、現場の状況により適切な措置

### (5) 情報の連絡・広報

#### ① 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。

#### ② 広 報

災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況及び復旧状況や、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

施設名	所在地	連絡先
宮崎ガス株式会社都城支店	都城市吉尾町2145-1	TEL : 38-7500 FAX : 38-7501

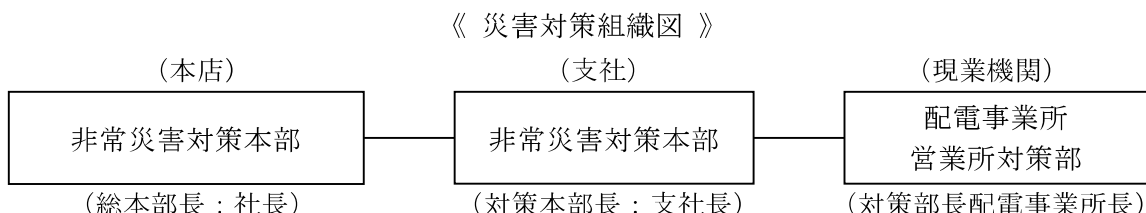
## 3 電力停止時の代替措置 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

- ① 公共機関、広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

## 4 電力施設の応急復旧 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

### (1) 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、災害対策組織を設置する。  
また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。



### (2) 災害時における情報の収集、連絡

#### ① 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びN T T電話等を利用して行う。

#### ② 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

##### ア 一般情報

###### a 気象、地象情報

###### b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

###### c 対外対応状況

(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

###### d その他災害に関する情報 (交通状況等)

##### イ 当社被害情報

###### a 電力施設等の被害状況及び復旧状況

###### b 停電による主な影響

###### c 復旧機材、応援、食料等に関する事項

###### d 従業員の被災状況

###### e その他災害に関する情報

#### ③ 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。



#### ④ 通話制限

ア 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

イ 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により、通話制限その他必要な措置を講ずる。

#### (3) 対策要員の確保

① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

② 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。  
なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

#### (4) 災害時における復旧資材の確保

##### ① 調 達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確保し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

##### ② 輸 送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

##### ③ 復旧資材置場等の確保

災害において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

#### (5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

## (6) 災害時における応急工事

### ① 応急工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

### ② 応急工事の基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

#### ア 水力発電設備

移動用機器、予備品、貯蓄品を活用した応急復旧措置を行う。

#### イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

#### ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

#### エ 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員等の条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

#### オ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

## (7) 復旧計画

① 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

#### ア 復旧応援要員の必要の有無

#### イ 復旧要員の配置状況

#### ウ 復旧資材の調達

#### エ 復旧作業の日程

#### オ 仮復旧の完了見込み

#### カ 宿泊施設、食料等の手配

#### キ その他必要な対策

② 上級対策組織は、前項の報告に基づき、下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

## (8) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、

供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	① 系統に影響の大きい発電所 ② 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③ 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④ その他の発電所
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の主要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電用電話回線 ② 系統用保護制御用回線 ③ 電力運用監視制御用回線 ④ その他回線

### (9) 災害時における広報

#### ① 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

#### ② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

## 5 電話停止時の代替措置 [西日本電信電話株式会社]

### (1) 警察 110 番通話

高度化緊急通信システム導入により、故障等における通信確保を考慮した複数ルート接続がとれることにより通信の確保を図っている。

### (2) 消防 119 番通話

110 番同様、高度化緊急通信システムを導入済み。

なお、故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切替えて通信の確保

を図っている。

### (3) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

#### ① 特設公衆電話

災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通信を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域、または、これに準じた災害が発生した場合に設置する。

#### ② 臨時公衆電話

災害時の通話を確保するために、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて臨時の公衆電話（有料）を設置する。

#### ③ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。

この場合に実施する緊急措置が、街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

### (4) 通信の利用制限

災害が発生した場合、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。

これは通話量が通信設備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、この場合、電気通信事業法の規定に基づく規制措置を行う。

### (5) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル（171）」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

#### <災害時の注意>

- ① ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- ② 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話も話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ③ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- ④ 電話がつながった場合も、侍っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

<災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法>

- ① 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- ② サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはN T Tで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

## 6 通信施設の応急復旧 [N T T西日本株式会社]

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ、通信サービスの早期復旧に努める。

### (1) 被災状況の把握

#### ① 社外との連携

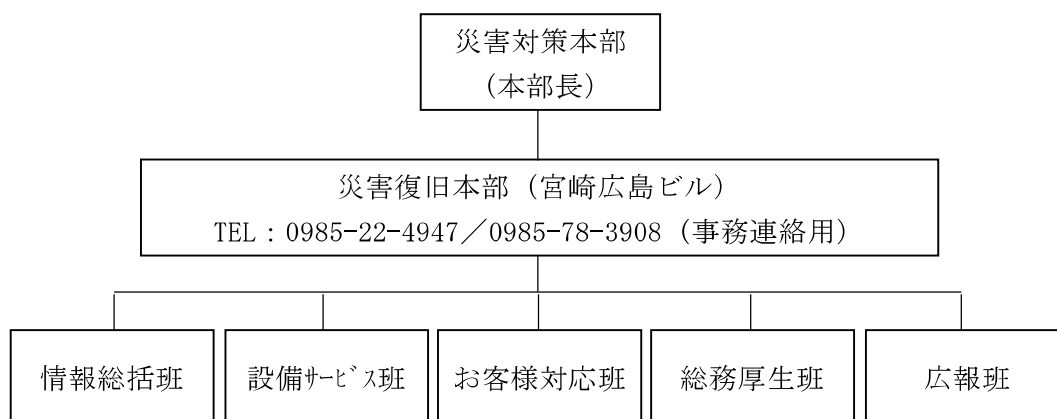
災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

### (2) 復旧要員の確保

#### ① 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じN T T西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

《 N T T西日本宮崎支店災害対策体制図 》



#### ② 非常召集と自主出社

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常召集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

なお、一定の規模以上の地震が発生した場合等には、N T T西日本宮崎支店災害対

策本部員は、自主的に出社する。

③ グループ一体となった復旧体制

N T T西日本宮崎支店で、早期復旧が困難な場合は関係グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制をとる。

④ 広域応援体制

大規模災害発生時に、N T T西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合は広域応援体制をとり、電気通信サービスのより迅速な復旧を図る。また、被災状況調査及び移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

(3) 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的を実施するとともに、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

(4) 災害体制

① 災害対策用機器及び車両等の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

ア ポータブル衛星通信システム：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。

イ 衛星通信車：衛星通信により臨時回線を開設、孤立防止を図る。

ウ 衛星携帯電話：地震等の大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。

エ 移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。

オ 非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。

カ 応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

② 広域調達体制

N T T西日本宮崎支店に配備している各種災害対策用機器及び資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

③ 緊急輸送

大規模災害時に復旧要員、資材及び災害対策用機材・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い緊急輸送をする。

ヘリコプター出動については、行政機関等へ要請する。

④ 復旧順位

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置をとることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

(5) 広 報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに、通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

① 報道機関による広報

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

② 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域の利用者に積極的に広報する。

## 第2.1節 ボランティア活動との連携

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 ボランティアの受け入れ	市社会福祉協議会					
第2項 ボランティアの派遣の要請	福祉こども・救護班					
第3項 災害救援ボランティアセンターとの連携	福祉こども・救護班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

### 第1項 ボランティアの受け入れ

#### 1 ボランティアの調整機関

ボランティアの活動の調整は、災害救援ボランティアセンターが行う。

また、「福祉こども・救護班」は、「本部班」と災害救援ボランティアセンターとの連絡調整を行う。

#### 2 ボランティアの受け入れ

市社会福祉協議会は、災害が発生した場合、災害救援ボランティアセンターを立ち上げる。

##### (1) 災害救援ボランティアセンターの業務

- ① ボランティアの受付及びコーディネート
- ② 被災地の生活ニーズの把握、活動プログラムの策定と提供
- ③ ボランティア活動情報の集約及び管理、情報提供
- ④ ボランティア活動支援のための物資、資機材等の募集、確保及び提供
- ⑤ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続
- ⑥ 市の災害対策本部や他のボランティアセンター等との連絡調整
- ⑦ ボランティア連絡会議の開催
- ⑧ ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- ⑨ 県災害ボランティアセンターへの支援要請
- ⑩ 男女共同参画の視点による情報提供、相談対応
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動



## (2) コーディネーターの配置

災害救援ボランティアセンターでは、受付窓口の開設と同時に、被災地のニーズや市等からの派遣要請を担当するコーディネーターを配置する。

## (3) 赤十字奉仕団の活動

日本赤十字社は、災害救護を本来の使命としており、人種、地域を問わず人道活動を行っている。県内の全市町村に地域奉仕団を結成するほか、アマチュア無線や救急法等に関する特殊奉仕団も結成しており、日頃から訓練を積み重ね、災害時にはその機動力を生かし活動を行うものである。

奉仕団への活動協力要請が必要な場合は、日本赤十字社宮崎県支部都城市地区を通じ、各委員長等へ連絡するものとする。

### ① 都城市赤十字奉仕団

都城市赤十字奉仕団は、日本赤十字社宮崎県支部の指導や協力を得ながら、炊き出しや被災者の身体的・精神的なケアを行う。

また、他のボランティアと協力し、被災者への様々な支援を行う。

### ② 宮崎県救急安全赤十字奉仕団都城北諸地区

宮崎県救急安全赤十字奉仕団都城北諸地区は、近隣住民と協力し、被災者の救出、救援、救護活動等を行う。

### ③ 宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団

宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団は、災害発生後に迅速に、かつ安全に災害状況の把握を行い、市災害対策本部と連携をとり、被害拡大の防止に努める。

### 《 ボランティアに係る関係機関 》

機 関 名	担 当	連 絡 先
都城市社会福祉協議会	—	TEL 25-2123 FAX 25-2103
都城市ボランティアセンター	都城市社会福祉協議会内	TEL 25-7318 FAX 25-8894
日本赤十字社宮崎県支部都城市地区	福祉部福祉課内	TEL 23-2980 FAX 24-1188

## 第2項 ボランティアの派遣の要請

---

### 1 ボランティアの派遣の要請

---

#### (1) 派遣要請の方法

「福祉こども・救護班」は、災害応急対策においてボランティアの協力を必要とする場合、災害救援ボランティアセンターに次に掲げる事項を明確にして協力を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 活動の内容
- ③ 従事場所
- ④ 必要とする人数
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他の必要事項

#### (2) 要請する活動の内容

ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動方針の決定や人員派遣については、ボランティアに委ねるものであるが、おおむね次の内容とする。

- ① 安否情報、生活情報等の収集及び報告
- ② 被災者の介護支援
- ③ 救援物資の仕分け、配布、配達
- ④ 飲料水や給食の供給の支援
- ⑤ 清掃、防疫等の支援
- ⑥ 避難所の運営支援
- ⑦ 高齢者、傷病者等の看護や生活支援
- ⑧ 被災者の生活支援に必要な活動
- ⑨ 上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務

#### (3) 活動記録

ボランティア等の協力を受けた各班は、次に掲げる事項について記録し、福祉こども・救護班長に報告する。

福祉こども・救護班長は、とりまとめのうえ「本部班」に報告する。

- ① 団体または個人の名称、氏名
- ② 協力を受けた活動の内容
- ③ 日時・期間
- ④ 従事場所
- ⑤ その他必要な事項

## 第3項 災害救援ボランティアセンターとの連携

---

### 1 連絡調整窓口の設置

---

災害救援ボランティアセンターとの連絡調整のための窓口を「福祉こども・救護班」に置く。

### 2 連絡調整員の派遣

---

「福祉こども・救護班」は、災害対策本部と緊密な連携を保つために、連絡や情報収集、提供を行う連絡調整員を災害救援ボランティアセンターに派遣する。

### 3 情報の提供

---

災害対策本部は、「福祉こども・救護班」が派遣した連絡調整員を介して、災害救援ボランティアセンターが円滑な運営を行い効果的なボランティア活動を展開できるよう、被害状況や応急対策の進行状況等を、随時、災害救援ボランティアセンターに提供する。

そのために「本部班」と「福祉こども・救護班」は緊密な情報の共有を図る。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等、情報を共有する場を設置するなどし、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

### 4 災害救援ボランティアセンターへの支援

---

「福祉こども・救護班」は、ボランティア活動を支援するため、災害救援ボランティアセンターへ物品の提供等を行う。

【第2章 第22節 第2項「支援体制の整備」参照】

## 第2.2節 義援金・義援物資の受け入れ

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 義援金の受け入れ、配分	出納班、福祉こども・救護班					
第2項 義援物資の受け入れ、配分	物資補給班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

### 第1項 義援金の受け入れ、配分

#### 1 義援金の受け入れ

##### (1) 実施者

「出納班」は、市に寄託された義援金の受付、受領及び一時保管を行う。

##### (2) 義援金の受け入れ

「出納班」は、下記の手順に従い、義援金の受付窓口を設置するとともに、各方面から寄せられる個人や団体からの義援金の受付、保管を行うほか、問い合わせへの対応を行う。

- ① 「当該災害の義援金受付窓口」を設置する。
- ② 銀行、郵便局等の金融機関に義援金用の口座を開設する。
- ③ 受付時には、必ず受領書を発行し、その写しをとる。
- ④ 金融機関への振込みの場合でも、受領証の発行の要求に速やかに応じられるよう、寄託者の氏名、金額等について記録する。
- ⑤ 寄託者の氏名、金額を記録する記録台帳を作成して適正に管理するとともに、「透明性」を確保するために、配分の状況について常に公開できるように留意する。

#### 2 義援金の配分

##### (1) 実施者

「福祉こども・救護班」は、市に寄託された義援金の配分を行う。

##### (2) 配分方法

義援金は、被災者の状況を把握した上で、配分の「公平性」を確保するために関係機関で構成する「義援金配分委員会」を設置し、次の内容等を検討して配分方法を決

定する。

また、できるだけ早く配分することにも留意し、段階的な配分についても検討する。

- ① 対象者の設定
- ② 配分の期間、配分比率の設定
- ③ 受領の方法

## 第2項 義援物資の受け入れ、配分

---

### 1 義援物資の受付

---

#### (1) 実施者

「物資補給班」は、市に寄託された義援物資の受領、配分を行う。

#### (2) 義援物資の受け入れ

「物資補給班」は、下記の手順に従い、義援物資の受付窓口を設置するとともに、各方面から寄せられる義援物資の受付、保管を行うほか、問い合わせへの対応を行う。

なお、義援物資は、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資は原則として受け取らず、個人の場合は義援金での支援とするように理解を求める。

- ① 「当該災害の義援物資受付窓口」を設置する。
- ② 物資の受け入れ場所として、物資の集配拠点施設を確保し体制を整える。
- ③ 受付時に、食料品と物品とを区分する。
- ④ 提供者の氏名、品目、数量等を記録する管理台帳を作成するとともに、物資配分計画と照らして適正な「在庫管理」ができるようにする。

### 2 義援物資の募集

---

#### (1) 義援物資の募集

「物資補給班」は、避難者や在宅被災者に給与または貸与する物資が不足するおそれがある場合には、必要に応じて県及び関係機関と連携して義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者の需要の状況を把握した上で効果的な募集を行うとともに、過剰な物資により混乱や無駄が生じないように、募集内容、方法、期間等を明確にして報道機関やインターネット等を通じて支援を要請する。

募集の際の留意事項は次のとおりである。

- ① ニーズ（必要としている物資の種類、数量、必要とする期間等）を明確に伝える。
- ② 必要のない物資の種類を明確に伝える。
- ③ 送付先を集配拠点施設等に限定して明確に伝える。

- ④ 食料品と衣類等を合わせて梱包しないようにお願いします。
- ⑤ ひとつの箱にはできるだけ同じ種類の品物を入れるようにお願いします。
- ⑥ 箱の表面に内容物を記載してもらうようにお願いします。

### **3 義援物資の集積と保管**

---

---

【同章 第13節 第4項「生活必需品等の供給」】に準じて実施する。

### **4 物資の配分**

---

【同章 第13節 第4項「生活必需品等の供給」】に準じて実施する。

## 第23節 要員の臨時的雇用

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 臨時職員等の雇用	人事班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

### 第1項 臨時職員等の雇用

#### 1 臨時職員等の雇用

「人事班」は、市職員及び防災関係機関の職員等の要員が不足し、応急対策業務の実施ができない場合に、緊急かつ臨時的に行う臨時職員等の雇用を行う。

救助法による臨時職員等の雇用は以下のとおりである。

#### 2 対象となる臨時職員等

- ① 被災者の避難のために必要な者
- ② 飲料水を供給するための輸送、浄水等を行う者
- ③ 医療または助産のために重篤な患者の搬送を行う者、及び公立病院や日本赤十字社以外の医療機関から医療救護班に加わる医師、看護師、薬剤師等
- ④ 被災者の救出のために救出そのものを行う者、及び救出のための機械、器具の操作または輸送を行う者
- ⑤ 行方不明者及び遺体の捜索を行う者
- ⑥ 遺体の処置のために消毒、洗浄、縫合または輸送を行う者
- ⑦ 救助物資の整理、配分及び輸送に当たる者

#### 3 雇用の期間

救助法により臨時職員等を雇用できる期間は、法令その他に規定されているそれぞれの救助に必要とされている期間の範囲とする。

#### 4 雇用の費用

臨時職員等の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、通常の実費を支給する。

## 第24節 社会秩序の維持

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 社会秩序の維持	本部班、秘書広報班、商工観光班、警察					
第2項 帰宅困難者対策	本部班、秘書広報班、避難收容班、物資補給班、各総合支所生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

### 第1項 社会秩序の維持

#### 1 地域安全の維持

災害が発生した後、被災地の社会生活は大きく混乱するため、この混乱に乗じた犯罪が予測される。

こうした被災地における犯罪を防止するため、次に示す対策を実施する。

##### (1) 巡回パトロールの実施

- ① 警察による被災地パトロールの強化
- ② ボランティアによるパトロールの実施
- ③ 住民自らによるパトロールの実施

##### (2) 環境改善による防犯

「本部班」は、電力施設の復旧により防犯灯や街路灯の早期回復に努め、街を明るくすることで犯罪の発生を防止する。

##### (3) 被災者への啓発

「秘書広報班」及び警察は、随時、事件に関する情報交換を行い、住民や避難所の被災者に対して、広報紙や避難所での掲示等の方法により防犯に関する情報を提供し、防犯意識の啓発に努める。

<犯罪の例>

- ① 倒壊した家屋や商店からの盗難事件
- ② 災害に乗じた架空の事故により金銭を要求する詐欺事件



## 2 経済混乱、犯罪等の防止

災害直後で、食料や物資が不足している状況では、買い占めや売り惜しみによる経済混乱が発生するおそれがある。

また、「商工観光班」は、復旧活動を利用した悪質商法も予測されることから、県や警察と連携して、混乱の抑止や犯罪の防止に努める。

### (1) 買い占めや売り惜しみの防止

「商工観光班」は、県と協力して、物価の監視や価格調査を行い、事業者に対して適切な指導を行う。

### (2) 悪質商法の被害の防止

「秘書広報班」は、悪質商法による被害をなくすため、広報紙や掲示、ホームページ等を通じて犯行の手口を紹介し、住民に対して幅広く注意を呼び掛ける。

また、被害の後始末を依頼するときは、複数の業者から見積りを取って慎重に検討し、契約では必ず正規の契約書を取り交わす等の自衛策の指導を行う。

#### <悪質商法の例>

- ① 被災した住宅の修繕を利用して高額な請求をする悪質商法
- ② ごみの引き取りを利用して高額な請求をする悪質商法
- ③ 浸水家屋の消毒を利用して高額な請求をする悪質商法

## 3 協力の要請

「本部班」は、警察官の協力を必要とするときは、都城警察署長に対して要請を行う。

施設名	要請時期	連絡先
都城警察署	平常時	TEL 24-0110
	警備課（災害専用）	TEL 23-2278 FAX 23-2278

## 4 情報の収集

「秘書広報班」及び警察は、犯罪や経済混乱等に関する苦情の受付窓口を用意し、被害の情報を収集して状況を把握するとともに、住民の相談に応じることで被害の防止または軽減を図り、災害後における社会秩序の維持に努める。

## 第2項 帰宅困難者対策

---

「秘書広報班」は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。

また、「本部班」「避難収容班」「物資補給班」及び「各総合支所生活福祉班」は、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

その際は、女性専用スペースを設ける等、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

## 第25節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部班、各班					

### 第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

(平成25年6月改正災害対策基本法第105条)

内閣総理大臣により、都城市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

#### 災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）  
政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。  
ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。
2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）  
政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。
3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4）  
厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。
4. 廃棄物処理の特例（第86条の5）  
環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。